

「類似商品・役務審査基準」の見直しの現状

平成20年 6月
特許庁

類似商品・役務審査基準の見直しに対する要請

商標制度小委員会報告書 「商標制度の在り方について」 (平成18年2月)

現行の審査において、商品又は役務の類否判断は「類似商品・役務審査基準」に沿って行われており、同基準において定められた商品又は役務の類似範囲に含まれるものは、原則として、互いに類似商品又は類似役務であると推定されている。このため、審査官の審査を補完し、取引の実情に合わせてより適切な類否判断を確保するためには、こうした基準を経済の実態に合致したものとすることが必要であり、今後、必要な見直しを行う方向で検討すべきであると考えられる。

知的財産推進計画 2006

商標審査において、商品又は役務の類否判断に用いられている現行の「類似商品・役務審査基準」について、2006年度から、現在の取引の実情を反映するための見直し及び取引の実情を知る当事者の意見を踏まえた類否判断を行う仕組みについて検討し、必要に応じ制度を整備する。

知的財産推進計画 2007

商標審査における商品又は役務の類否判断に用いられている現行の「類似商品・役務審査基準」について、2007年度も引き続き、現在の取引の実情を反映するための見直しについて検討し、基準の改正等必要な措置を講ずる。

これまでの取り組み

1. 商標法施行規則別表及び「類似商品・役務審査基準」の一部改正

商標法施行規則別表の一部改正(平18年省令第95号)及び「類似商品・役務審査基準」(国際分類第9版対応)について、業界団体の要望のうち、商品・役務の類似範囲の変更を伴わない例示商品・役務の追加・変更等を反映させる改正を行い、平成19年に施行した。

2. 取引の実情を知る当事者の意見を踏まえた類否判断を行う仕組みの策定

先願として引用された登録商標の権利者による取引の実情を示す説明書及び証拠の提出があった場合には、それらを取引の実情を把握するための資料の一つとして参酌しうる旨、平成19年に「商標審査基準」を改正した。

3. 業界団体への意見取り及びヒアリング

36の業界団体に対し、「類似商品・役務審査基準」の改正についての意見取りを行い、要望を提出した18団体に対し個別にヒアリングを実施した。

(意見内容としては、商品・役務の類似範囲の変更のみならず、新しい商品・役務表示の追加要望や商品・役務範囲の明確化等の意見もあり。)

今後の課題

1. 相違する意見の調整

類似範囲の変更については、例えば、商品「被服」に関して範囲の細分化を要望する団体と拡大化を要望する団体があるなど、業界によって意見が異なる場合があるので、意見の調整が必要となる。

2. 過去の権利との関係の整理

類似群の変更によって既登録商標の権利範囲が異なることとなる。このため、いわゆる「けり合い」(下記 参照)の考え方の整理や、新しい類似基準の導入方法の検討(下記 参照)等が必要となる。

3. 既に登録されている商標の類似群コードの付け替え作業

類似群コードの付け替え対象となる登録データ等は、例えば、変更要望の多い「手袋」等の類似群は約40万件、「運動用具」等の類似群は約34万件あり、これらの付け替えには、システムばかりでなく、目視での判断を要する。

「けり合い」を表した図

【想定されるケース】

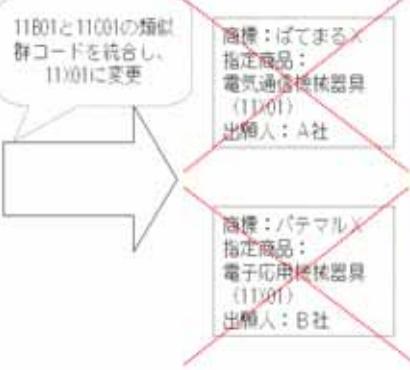
現時点での登録状況

商標：ばてまる
指定商品：
電気通信機械器具
(11B01)
権利者：A社

商標：バテマル
指定商品：
電子応用機械器具
(11C01)
権利者：B社

新基準策定

新基準策定後の出願



新基準の実施には、以下の2つの方法が考えられる。

施行日を境に新基準に基づく類似関係をそのまま適用する。

施行前の出願は旧基準、施行後の出願は新基準に基づく類似関係を適用する。

導入方法に関する問題

を採用した場合

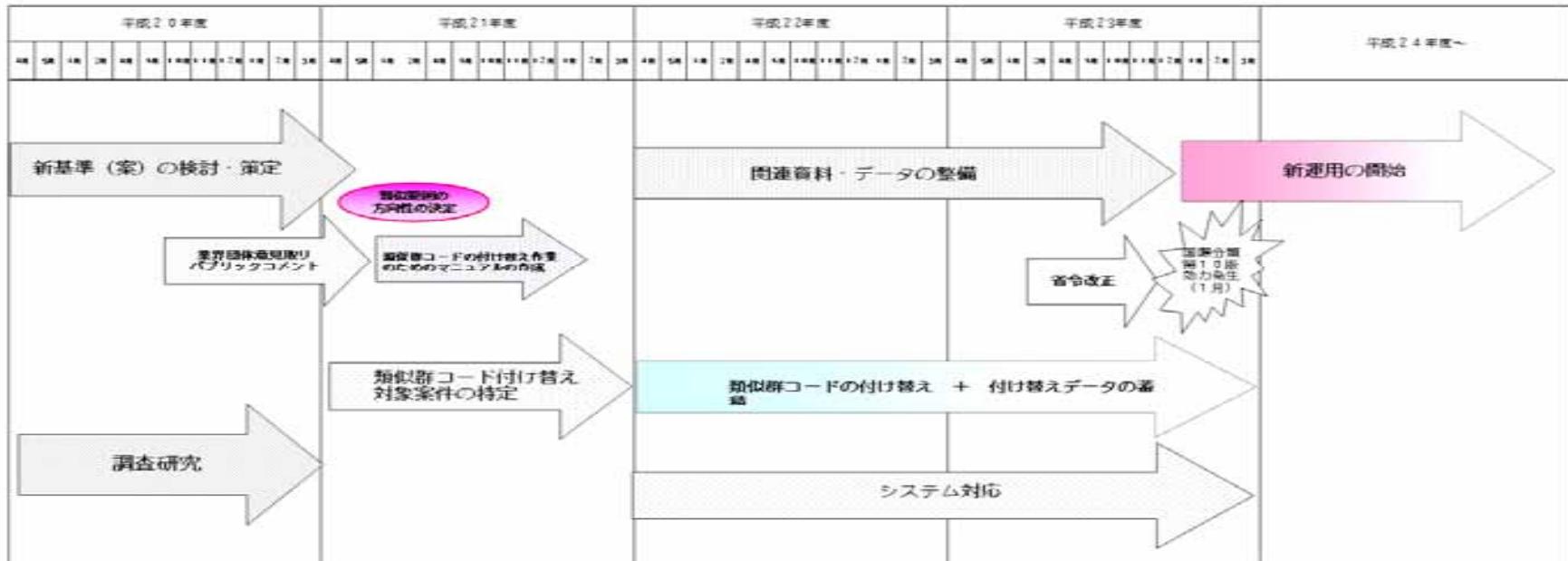
施行日を境に非類似とされた商品・役務が類似となったり、類似とされた商品・役務が非類似となったりする。このため、例えば、拒絶査定時は拒絶が適法だったものが審決時には違法になったり、その逆が生じたりすることとなり、混乱が懸念される。

を採用した場合

法解釈上、商標の類否判断(商品・役務の類否判断を含む。)の基準時は査定審決時とするとされており、この解釈との関係を検討する必要がある。

今後の取り組み(予定)

類似基準の見直しに関するスケジュール(全体版)



平成20年度 類似基準を変更する場合の諸問題等についての調査研究の実施

商品・役務の類似範囲の変更案の検討

平成21年度 商品・役務の類似範囲の変更の具体的方向性を決定

類似群コード付け替えマニュアルの作成

類似群コード付け替え対象案件の特定

平成22年度 システム対応(新規出願への新類似群コード付与対応)

類似群コードの付け替え開始

関連資料・データの整備

平成23年度 類似群コード付け替えデータの完了

システム対応(新類似群による検索対応)

商標法施行規則別表及び「類似商品・役務審査基準」の改正

改訂基準による新運用開始(平成24年1月予定)